



2009（平成21）年10月22日

東京都新宿区本塩町9番地3司法書士会館4階

日本司法書士政治連盟

会長 田嶋規由様

埼玉県川越市大手町7番地16柴田ビル2階

質問者 司法書士 広田博志

平成21年10月21日付け日司政連発第091009号文書について

拝啓 貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私は、貴職に対し、本年10月1日付けにて「公開質問状」と題する文書を送付し、政治資金規正法に基づき貴連盟が総務大臣宛に提出した政治資金収支報告書について、その記載内容に関する質問をしております。

本日、貴連盟渡邊繁俊事務局長名の「質問状の件」と題する文書（平成21年10月21日付け日司政連発第091009号）を受領致しました。ご多忙の中、まずはお返事いただきましたことにお礼を申し上げる次第です。

ところで、「質問状の件」には、『記載した各事項の内容を精査したうえ、できるだけ早期に修正の申出を行う予定』との記載がなされている一方、「公開質問状」でお尋ねしている4項目についての回答にあたる記載は何ら見当たりません。

つきましては、「質問状の件」に記載されているとおり“内容の精査”を早急に行っていただき、回答期限の本年11月2日までに、お尋ねした質問事項に沿ったご回答を下さるようお願い申し上げます。引き続き回答をお待ちしておりますので、上記のとおりご連絡する次第です。

以上、お返事受領のお礼とご連絡まで。

敬具

書留・特定記録郵便物等受領証

(ご依頼主のご住所・お名前) 埼玉県川越市大手町7番地16
 柴田ビル2F

司法書士 広田 博志

様

お届け先のお名前	お問い合わせ番号	申出損害要償額	摘要
日本司法書士 政治連盟 様	335-65 69638-3	簡易書留	380
様			
様			

【ご注意】

この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に保存してください。

- ・損害賠償額は原則として次のとおりです。
- ・一般書留：申出損害要償額欄の記入額（記入がない場合は10万円）を限度とする実損額です。
- ・簡易書留：5万円を限度とする実損額です。
- ・特定記録：損額賠償はありません。

【配達状況がわかります】

フリーコール 0120-232886
 インターネット <http://www.post.japanpost.jp>



川越
 21.10.22
 12-18

JP 日本郵便